

平成24年第3回三笠市議会定例会

平成24年9月20日（第2日目）

○議事次第（第2号）

- 1 開議宣告
- 2 議 事
- 3 閉会宣告

○議事日程

- 日程第1 議案第41号から議案第50号までについて（委報第4号）
- 日程第2 議案第51号 三笠市教育委員会委員の任命について
- 日程第3 議案第52号 議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査について
- 日程第4 認定第1号から認定第8号までについて
- 日程第5 意見書案第3号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書
- 日程第6 意見書案第4号 自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書

○出席議員（9名）

議 長	1 番	谷 津 邦 夫 氏	副議長	3 番	齊 藤 且 氏
	2 番	澤 田 益 治 氏		5 番	扇 谷 知 巳 氏
	6 番	谷 内 純 哉 氏		7 番	丸 山 修 一 氏
	8 番	儀 惣 淳 一 氏		9 番	武 田 悌 一 氏
	10 番	高 橋 守 氏			

○欠席議員（1名）

4 番 猿 田 重 夫 氏

○説明員

市 長	小 林 和 男 氏	副 市 長	西 城 賢 策 氏
総務福祉部長	北 山 一 幸 氏	総 務 課 長	右 田 敏 氏
財 務 課 長	中 原 保 氏	納 税 課 長	米 田 廣 文 氏
市民生活課長	須 河 恵 介 氏	福祉事務所長	阿 部 弘 之 氏
保健福祉課長	三 百 苺 宏 之 氏	企画経済部長	中 沢 敏 男 氏
企画振興課長	小 田 弘 幸 氏	政策推進主幹	阿 部 文 靖 氏
定住促進主幹	濱 田 圭 一 氏	農 林 課 長	森 寛 氏

商工観光課長	猿田智樹氏	建設管理課長	鈴木英夫氏
建設課長	三宅博文氏	水道課長	千葉俊行氏
会計課長	田中哲也氏	教育委員長	折笠真仁氏
教育長	富樫繁樹氏	学校教育課長	高森裕司氏
社会教育課長	清水光一氏	博物館長	中村正法氏
高等学校事務長	松浦基晴氏	病院事務局長	澤上弘一氏
病院総務管理課長	金子満氏	消防長	永田徹氏
消防署長兼	辻道元信氏	生活安全センター長	阿部英雄氏
総務予防課長			
消防課長	木村幸雄氏	監査委員	森原裕氏
監査委員事務局長	鈴木信之氏		

○出席事務局職員

議会事務局長	松本哲宜氏	議会係長	坂保徳氏
--------	-------	------	------

◎開 議 宣 告

◎議長（谷津邦夫氏） ただいまから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案第41号から議案第50号までについて（委
報第4号）

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の1 委報第4号議案第41号から議案第50号までについてを一括議題とします。

本件は、さきの本会議において総合常任委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

武田委員長、登壇願います。

（総合常任委員会委員長武田悌一氏 登壇）

◎総合常任委員会委員長（武田悌一氏） さきの本会議において付託になりました議案につきまして、その審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第41号から議案第43号までの条例改正3件、議案第44号から議案第48号までの補正予算5件、議案第49号の動産取得1件、議案第50号の利益処分1件の計10件であります。

以下、御報告申し上げますが、全議員が委員となり審査を行っておりますので、審査の詳細及び質疑答弁の内容につきましては省略をさせていただき、審査の結果についてのみを御報告させていただきます。

なお、御配付の文書及び資料の説明につきましても省略させていただきますので、御了承賜りたいと思います。

それでは、報告いたします。

初めに、議案第41号三笠市障害者自立支援条例の一部を改正する条例の制定について、議案第42号三笠市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、議案第43号三笠市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、議案第44号平成24年度三笠市一般会計補正予算（第3回）について、議案第45号平成24年度三笠市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、議案第46号平成24年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について、議案第47号平成24年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第1回）について、議案第48号平成24年度三笠市育英特別会計補正予算（第1回）について、議案第49号動産（圧雪車）の取得について、最後に、議案第50号平成23年度三笠市下水道事業会計未処分利益余剰金の処分については、特段の討

論もなく、原案可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

議案第41号から議案第50号までについて、一括して質疑を受けます。

質疑のある方は発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、議案第41号から議案第50号までについての質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

初めに、議案第41号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第41号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第41号三笠市障害者自立支援条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第42号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第42号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第42号三笠市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第43号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第43号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第43号三笠市防災会議条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告

のとおり原案可決されました。

次に、議案第44号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第44号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第44号平成24年度三笠市一般会計補正予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第45号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第45号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第45号平成24年度三笠市後期高齢者医療特別会計補正予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第46号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第46号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第46号平成24年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第47号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第47号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第47号平成24年度三笠市介護保険特別会計補正予算については、委員長報告の

とおり原案可決されました。

次に、議案第48号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第48号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第48号平成24年度三笠市育英特別会計補正予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第49号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第49号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第49号動産の所得については、委員長報告のとおり原案可決されました。

最後に、議案第50号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第50号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第50号平成23年度三笠市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎日程第2 議案51号 三笠市教育委員会委員の任命について

◎議長(谷津邦夫氏) 日程の2 議案第51号三笠市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

(市長小林和男氏 登壇)

◎市長（小林和男氏） 議案第51号三笠市教育委員会委員の任命について、提案説明申し上げます。

三笠市教育委員会委員、富樫繁樹氏及び折笠真仁氏の平成24年10月2日付任期満了に伴い、その後任者として、引き続き折笠真仁氏と、新たに北山一幸氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

北山一幸氏は、昭和27年7月15日生まれで60歳、住所は三笠市美園町8番地45であります。同氏は、昭和46年に市職員として採用後、建設環境課長、建設課長、建設管理課長、議会事務局長、企画経済部長、総務部長、総務福祉部長を歴任し、現在に至っております。

また、折笠真仁氏は、昭和38年6月27日生まれで49歳、住所は三笠市美園町70番地35であります。同氏は、平成15年6月から三笠市教育委員会委員に就任し、現在に至っております。

両市とも、三笠市教育委員会委員として適任と考えますので、御同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

本案については、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

本案については、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第51号三笠市教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

この際、あいさつをいただくため、会議を休憩します。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時10分

◎議長（谷津邦夫氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第3 議案第52号 議会運営委員会及び常任委員会所
管事項調査について

◎議長（谷津邦夫氏） 続いて、日程の3 議案第52号議会運営委員会及び常任委員会

所管事項調査についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、議会運営委員長及び常任委員長の共同提案にかかわるものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

本案については、提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第52号について、原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第52号議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 認定第1号から認定第8号までについて

◎議長(谷津邦夫氏) 日程の4 認定第1号から認定8号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

(市長小林和男氏 登壇)

◎市長(小林和男氏) 認定第1号平成23年度三笠市一般会計歳入歳出決算の認定から認定第8号平成23年度市立三笠総合病院事業会計歳入歳出決算の認定まで、一括して御説明申し上げます。

最初に、認定第1号平成23年度三笠市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成23年度予算編成に当たり、国の地方財政についての考え方は、企業収益の回復等により、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が増加する一方、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、定員純減や人事院勧告などの反映に伴い、給与関係経費が大幅に減少しても、なお依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれました。このため、財政運営戦略に基づき、社会保障関係費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、実質的に昨年度の水準を下回らないよう確保するため、地方交付税については地域主権改革に沿った財源の充実を図る目的で、対前年度より4,799億円増額措置されたものであります。

こうした中、平成23年度における三笠市の予算は、依然として厳しい景気動向にも対

応できる安定的かつ健全な財政基盤を確立し、地方公共団体財政健全化法による制限を受けない財政構造を維持していくため、引き続き公債費負担適正化計画の遵守及び自立対策や行財政改革計画を推進する一方で、子育て支援、高齢者対策、産業活性化対策などの事業を推進し、元気のある地域社会づくりのステップアップを目標に予算編成を行ったものであります。

また、政策的予算においては、「未来づくりを推進する」をコンセプトに、限られた予算の範囲内で、市民の視点に立った目的・成果重視の行政へ展開するための編成としたもので、統一地方選挙の実施年度であることから、当初予算については、継続費、債務負担行為関連の事業及び4月から対策を講じるべき事業については、優先度を十分厳選して措置したものであります。

年度途中においては、記録的大雪に伴う道路除雪費等の雪害対策経費、国の補正予算に伴う事業などのほか、緊急を要する事業等について所要の対応を図ったものであります。

予算の執行に当たっては、節減や合理化を図りながら、効率的な執行を目指すとともに、予算審議の経緯や目的などをしっかり認識し、早期に効果を上げるよう計画的な予算執行を行ったものであります。

歳入については、国・道支出金など市にとって有効な財源の活用、確保に努めたほか、減収対策として、過去からの徹底した行財政改革の推進を国などに訴え、財政支援を強く主張し、財源確保を図りました。

歳出については、予算執行の過程においても、常にその必要性を客観的な視点で十分検証し、住民サービスに影響が出ない範囲で節減に努め、一定の繰り越しができるよう執行したものであります。

決算の状況は、最終予算額103億2,042万8,000円に対し、歳入決算額は97億1,098万1,241円で、予算に対する収入率は94.1%であります。

一方、歳出決算額は95億8,676万460円で、予算に対する執行率は92.9%であります。

この結果、歳入歳出差し引き額は1億2,422万781円となり、そのうち平成23年度は繰越明許費が発生したため、18万2,000円がこれに必要な財源として繰り越され、翌年度に繰り越される実質額は1億2,403万8,781円となるものであります。

なお、平成23年度一般会計事業等の執行状況は、主要施策の成果、決算事項別明細書に示すとおりであります。

次に、認定第2号平成23年度三笠市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成23年度予算は、後期高齢者医療制度にかかわる本市の財政運営が適切に執行されるよう予算編成を行ったものであります。

予算執行に当たっては、運営主体が北海道後期高齢者医療広域連合であるため、歳入については、後期高齢者医療保険料分及び低所得者の保険料軽減額並びに事務費負担分を計

上し、歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金として事務費負担金及び保険料相当分を計上し、広域連合へ納付したものであります。

決算の状況は、最終予算額2億440万3,000円に対し、歳入決算額は1億9,326万1,408円で、予算に対する収入率は94.5%であります。

一方、歳出決算額は1億9,290万1,810円で、予算に対する執行率は94.4%であります。

この結果、歳入歳出差し引き額は35万9,598円となり、この全額を翌年度に繰り越しますが、全額一般会計繰入金精算金で翌年度に精算するものであります。

次に、認定第3号平成23年度三笠市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成23年度予算は、後期高齢者医療制度や前期高齢者医療の財政調整制度等に対応することを基本に、国民健康保険財政が健全に運営できるよう予算編成を行ったものであります。

予算執行に当たっては、収納率向上のため、特別対策事業の実施、事務的経費の効率的執行、医療費適正化のため、前年度に引き続き骨粗鬆症検診、人間ドック費用の助成事業の実施や医療費の通知、レセプト点検の充実強化に努めたほか、優良健康家庭表彰を実施し、被保険者の健康保持、増進に対する意識の高揚を図ったものであります。

決算の状況は、最終予算額18億8,192万7,000円に対し、歳入決算額は19億8,132万1,397円で、予算に対する収入率は105.3%であります。

一方、歳出決算額は17億7,341万4,570円で、予算に対する執行率は94.2%であります。

この結果、歳入歳出差し引き額は2億790万6,827円となり、この全額を翌年度に繰り越し、補助金等精算還付整理後の残額については、国民健康保険基金に積み立てるものであります。

次に、認定第4号平成23年度三笠市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成23年度予算は、介護保険の保険給付が適切に実施できるよう、第4期介護保険事業計画における施策及び費用の推計をもとに予算編成を行ったものであります。

また、年度途中においては、介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修費用が増額となったため、予算の補正を行い、対応を図ったものであります。

予算執行に当たっては、介護予防事業の充実を図るとともに、サービスの円滑な提供に努めたところであります。

決算の状況は、最終予算額14億7,248万2,000円に対し、歳入決算額は14億1,104万7,669円で、予算に対する収入率は95.8%であります。

一方、歳出決算額は13億8,402万5,095円で、予算に対する執行率は94.0%であります。

この結果、歳入歳出差し引き残額は2,702万2,574円となり、この全額を翌年度

に繰り越すものであります。

次に、認定第5号平成23年度三笠市育英特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。奨学資金の貸し付けが平成19年度で終了していることから、貸付返還金など、すべての収入を育英基金に積み立てるため、予算編成を行ったものであります。

決算の状況は、最終予算額355万8,000円に対し、歳入決算額は348万9,069円で、予算に対する収入率は98.1%であります。

一方、歳出決算額は333万9,569円で、予算に対する執行率は93.9%であります。

この結果、歳入歳出差し引き額は14万9,500円となり、この全額を翌年度へ繰り越し、育英基金へ積み立てるものであります。

次に、認定第6号平成23年度三笠市水道事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成23年度予算は、市民に安定した水道水の供給を行うことを使命として、施設の維持管理に努めるとともに、公営企業の独立採算制の原則に立ち、経営の改善と経費節減等の効率的な執行に努めたところであります。

決算の状況は、まず収益的収支であります。収入については、最終予算額3億1,194万2,000円に対し、決算額は3億1,935万4,334円で、741万2,334円の増収となりました。

一方、支出については、最終予算額2億9,552万6,000円に対し、決算額は2億8,217万2,427円で、1,335万3,573円の不用額が生じ、当年度純利益は3,026万4,202円となりました。

次に、資本的収支であります。配水管の改良及び量水器取りかえ等について、予定どおり執行したところであります。

収入では、最終予算額9,400万円に対し、同額の決算額となり、支出では、最終予算額2億4,473万7,000円に対し、決算額2億4,470万6,647円となり、差し引き1億5,070万6,647円の不足額となったものであります。この不足額は、当年度消費税資本的収支調整額691万7,704円、過年度損益勘定留保資金1億4,378万8,943円をもって補てんしたものであります。

次に、認定第7号平成23年度三笠市下水道事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成23年度予算は、浸水対策を目的とした雨水管整備を実施する一方、公営企業の独立採算制の原則に立ち、維持管理経費の抑制や経費節減等の効率的な執行に努めたところであります。

決算の状況は、まず収益的収支であります。収入については、最終予算額5億5,496円に対し、決算額は5億5,710万9,237円で、214万9,237円の増収となりました。

一方、支出については、最終予算額5億5,496万円に対し、決算額は5億4,218万4,827円で、1,277万5,173円の不用額が生じ、当年度純利益は1,291万

4,143円となりました。

次に、資本的収支であります。雨水管の整備と三笠浄化センターの機器更新について、予定どおり執行したところであります。

収入では、最終予算額2億1,363万3,000円に対し、決算額は2億1,361万8,200円となり、支出では、最終予算額5億1,132万4,000円に対し、決算額5億1,130万2,101円となり、差し引き2億9,768万3,901円の不足額となったものであります。この不足額は、当年度消費税資本的収支調整額201万267円、減債積立金772万3,376円、過年度損益勘定留保資金3,420万6,244円、当年度損益勘定留保資金2億5,374万4,014円をもって補てんしたものであります。

最後に、認定第8号平成23年度市立三笠総合病院事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成23年度の病院事業は、地域の基幹的病院として安全・安心な医療サービスの提供を図るため、療養病棟の環境整備や医療機械器具の整備のほか、看護師確保のため、修学資金の貸し付け等の事業を実施いたしました。そのほか、医師をはじめとする医療職員の採用による収益の確保や、療養病棟における患者の確保に努めてまいりました。

このように、経営の安定のため努力を続けてまいりましたが、患者数が目標に届かず、収支不足が見込まれたことから、不良債務の発生を回避するため、一般会計において3,500万円の長期貸し付けを行ったものであります。

決算の状況は、まず収益的収支であります。収入については、最終予算額21億9,432万円に対し、決算額は21億8,169万1,854円で、1,262万8,146円の減収となり、一方、支出については、効率的な執行に努めたことなどから、最終予算額22億2,908万9,000円に対し、決算額は21億9,226万8,923円で、3,682万777円の不用額が生じたもので、当年度純損失は、税抜きで1,064万2,707円となったものであります。

次に、資本的収支であります。医療機器の整備などの事業を行うとともに、利率の高い企業債について借りかえを行い、収入については、最終予算額2億4,951万7,000円に対し、決算額は2億4,594万2,500円となったものであります。

一方、支出については、最終予算額3億2万4,000円に対し、決算額は2億9,653万8,810円で、348万5,190円の不用額が発生したものであります。

この結果、収入支出差し引き5,059万6,310円が不足となり、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額6万5,638円と、当年度損益勘定留保資金5,053万672円をもって補てんしたところであります。

なお、当年度発生留保資金は6,193万2,312円であり、5,816万8,291円の次年度繰越留保資金が生じたところであります。

以上、認定第1号から認定第8号まで一括して御説明申し上げ、別冊の各会計歳入歳出

決算書と監査委員の意見書を付して提出いたしますので、よろしく御認定くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、質疑を受けます。

認定第1号から認定第8号までについて、一括質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第8号までについては、9人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、付託の上、閉会中の継続審査としたいと思いません。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

認定第1号から認定第8号までについては、9人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

ただいま設置された特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条の規定により、配付した一覧表のとおり、9人を指名したいと思いません。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

ただいま指名しました9人の議員を特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎日程第5 意見書案3号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書

◎議長（谷津邦夫氏） 続いて、日程の5 意見書案第3号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書を議題とします。

本案については、澤田議員ほか2人からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、澤田議員から提案理由の説明を求めます。

澤田議員、登壇願います。

（2番澤田益治氏 登壇）

◎2番（澤田益治氏） 意見書案第3号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書につきまして、朗読をもって提案いたします。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられていますが、昨年以降、我が国においては化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材が果たす役割はこれまで以上に重要となっ

ているところです。

しかしながら、本道の森林・林業・木材産業を取り巻く状況は一段と厳しく、引き続き経済の低迷は、経営基盤の脆弱な林業・木材産業に深刻な影響をもたらしています。

このような厳しい状況の中、森林整備を着実に推進し、森林の多面的機能を持続的に発揮するとともに、林業の安定的発展と山村の活性化を図っていくためには、国の「森林・林業再生基本計画」等に基づき、森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、道産材の利用促進などにより、森林資源の循環利用を進め、森林・林業の再生を図ることが重要です。

また、東日本大震災の被災地において、本格的な復興を早期に図るため、復興に必要な木材を安定的に供給できるよう取り組むことが必要です。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望いたします。

1、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策を促進するため、間伐等促進法を平成25年度以降も延長し、間伐や植林などの造林補助事業に対する都道府県や市町村の負担を軽減するための地方債の特例措置を引き続き継続すること。

2、地球温暖化防止、特に平成25年度以降の森林吸収源対策の推進や木材利用促進を図るため、地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策を追加するなど、安定的な税・財源を確保すること。

3、安定的な林業経営の確立に向け、直接支払い制度による搬出間伐の推進、路網整備等経営基盤の整備、フォレスター・現場技能者等の人材の育成確保対策の強化を図るとともに、森林施業の集約化や機械化の推進など、効率的施業の推進と助成の拡充を図ること。

4、環境貢献に着目した住宅・土木用資材及び建築物への国産材利用の推進、特に公共建築物等木材利用促進法を踏まえ、木造公共施設等の整備への助成の拡充を図ること。また、固定価格買い取り制度等を積極的に活用した木質バイオマスなど再生可能エネルギーの利用を促進すること。

5、地域の安全・安心の確保に向けた治山対策を推進すること。

6、森林・林業再生にとって不可欠な森林所有者みずからが災害に備える唯一のセーフティーネットの手段である森林の損害を補償する保険の仕組みを確保すること。

7、国有林の一般会計化による公益的機能の一層の発揮、森林・林業再生に向けた貢献及び現場管理の実情を踏まえた安定的な管理運営体制の確立を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年9月20日。

北海道三笠市議会。

提出先につきましては、記載のとおりであります。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

◎議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定いたしました。

続いて、お諮りします。

意見書案第3号については、原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

意見書案第3号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

◎日程第6 意見書案第4号 自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書

◎議長(谷津邦夫氏) 日程の6 意見書案第4号自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書を議題とします。

本案については、齊藤議員のほか2人からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、齊藤議員から提案理由の説明を求めます。

齊藤議員、登壇願います。

(3番齊藤且氏 登壇)

◎3番(齊藤 且氏) ただいま上程されました意見書案第4号自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書を朗読提案させていただきます。

地方自治体が所有・管理する社会資本(道路橋梁、上下水道等)の整備は、高度経済成長期の発展とともに、昭和40年代後半から加速化した背景があり、現在、多くの社会資本が改築期(建築後30から50年)を迎えています。

社会資本は、生活の基盤であるだけでなく、災害時には住民の生命・財産を守る機能もありますが、近年の社会経済情勢による税収減少や社会保障関係経費の増加による自治体財政の悪化から、防災・減災の強化はおろか、社会資本の計画的修繕や改善すら進まない状況にあります。

国土交通省の調査でも、自治体が管理する道路橋で老朽化のための補修が必要な全国およそ6万の橋のうち89%が、厳しい財政状況などを背景に補修されないままになっていることがわかったとの報告がありました。

よって、政府におかれては、地方自治体共通の課題である社会資本の経年劣化対策の防災・減災のための必要な事業においては、重点的な予算配分を行い、地方負担額の軽減措置を講じるよう要望します。具体的には、橋梁等の道路施設の長寿命化に資する耐震化や

維持補修及びかけかえ、上下水道等の社会資本の老朽化の更新や維持補修及び防災拠点となる庁舎等の耐震化等による防災機能強化について、補助採択基準の緩和や補助率の引き上げなど、国庫補助制度の拡充、交付対象事業の範囲拡大等の財政支援を拡充することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年9月20日。

北海道三笠市議会。

提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第4号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第4号自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

以上で、今定例会に付議された事件は、すべて終了しました。

◎閉 会 宣 告

◎議長（谷津邦夫氏） 以上をもちまして、平成24年第3回三笠市議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前10時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員